

監査の結果（平成 31 年 3 月 6 日決定分）

第 1 監査の概要

1 監査の趣旨

監査は、地方自治法第 199 条の規定に基づき、財務に関する事務及びその他の事務・事業が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

2 監査の実施方法

監査は、実地監査又は書面監査の方法により執行した。

実地監査は、監査委員が監査対象機関へ出向き、提出された監査資料を基に、平成 28 年度から監査日までの事務・事業の中から抽出の方法により、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等を行い、実施した。

また、書面監査は、提出された監査資料と証拠書類を突合するとともに、必要に応じて追加資料の提出を求める方法で実施した。

3 監査の結果等

監査の結果については、法令等に違反し又は不当であることが明らかであり、速やかに是正を求めるものを「指摘事項」として、また、業務の執行等において改善を求めるもの及び長期未納のうち改善を求める必要があるものを「改善を求める事項」として区分している。

このほか、業務の執行等において今後検討を要請するものは、「検討要請事項」として公表している。

4 監査対象機関

監査対象機関は、次表のとおり、県の機関が 7 機関、財政的援助団体 21 団体である。

	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法	ページ
1	県立美術館	平成 30 年 12 月 7 日	平成 30 年 11 月 15 日・16 日	実地	3
2	縮景園	平成 30 年 12 月 7 日	平成 30 年 11 月 15 日・16 日	実地	5
3	県立安芸津病院	平成 30 年 11 月 21 日	平成 30 年 11 月 1 日	実地	6
4	県立瀬戸田高等学校※	平成 31 年 3 月 6 日	平成 31 年 1 月 23 日	書面	8
5	県立福山特別支援学校※	平成 31 年 3 月 6 日	平成 31 年 1 月 25 日	書面	9
6	警察本部	平成 30 年 11 月 28 日	平成 30 年 7 月 6 日・12 月 7 日	実地	10
7	警察学校	平成 30 年 11 月 28 日	平成 30 年 7 月 6 日・12 月 7 日	実地	11
8	公立大学法人県立広島大学	平成 30 年 12 月 21 日	平成 30 年 11 月 26 日・27 日	実地	12
9	公益財団法人ひろしまこども夢財団	平成 30 年 11 月 20 日	平成 30 年 11 月 5 日	実地	15

10	公益財団法人広島県教育事業団	平成30年12月5日	平成30年11月13日	実地	17
11	公益財団法人ひろしま文化振興財団	平成30年11月29日	平成30年11月14日	実地	19
12	公益財団法人広島県地域保健医療推進機構	平成31年1月16日	平成30年12月4・5日	実地	21
13	一般財団法人広島県環境保全公社	平成30年11月27日	平成30年11月2日	実地	23
14	株式会社ひろしまイノベーション推進機構	平成30年12月4日	平成30年11月19日	実地	24
15	株式会社広島テクノプラザ	平成31年1月10日	平成30年12月6日	実地	25
16	社会福祉法人広島新生学園	平成31年3月6日	平成30年12月12日	書面	27
17	社会医療法人祥和会	平成31年3月6日	平成30年12月20日	書面	29
18	合同産業株式会社	平成31年3月6日	平成30年10月30日	書面	30
19	ミズノグループ・星光ビル管理共同企業体	平成31年3月6日	平成30年11月6日	書面	31
20	一般財団法人野呂山観光開発公社	平成31年3月6日	平成30年11月7日	書面	32
21	株式会社比婆の森	平成31年3月6日	平成30年11月12日	書面	33
22	イズミテクノ・広島緑地建設・広田造園共同事業体	平成30年12月7日	平成30年11月15・16日	実地	34
23	タイムズ・不二ビルサービスグループ	平成31年3月6日	平成31年11月22日	書面	36
24	公益社団法人福山観光コンベンション協会	平成31年3月6日	平成31年11月27日	書面	37
25	一般社団法人広島聴覚障害者協会	平成31年3月6日	平成31年12月5日	書面	38
26	広島県民文化センターふくやま共同企業体	平成31年3月6日	平成31年12月11日	書面	39
27	株式会社くれせん	平成31年3月6日	平成31年12月13日	書面	40
28	フジタビルメンテナンス株式会社	平成31年3月6日	平成31年12月20日	書面	41

注 機関名のあとに「※」を表記している機関は、抜き打ち的監査を実施した機関である。

(抜き打ち的監査：あらかじめ監査調書を求めず、通知後速やかに実施する監査)

第2 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

1 県立美術館

(1) 機関の概要

ア 施設の概要

- ・主な業務 美術品の収集・保管・展示，美術品等に関する専門的，技術的な調査研究
- ・所在地 広島市中区上幟町2番22号
- ・組織体制 2課（総務課，学芸課）
- ・職員数（平成30年4月1日現在）
 - 常勤職員数 14名
 - 非常勤職員数 6名

・入館者の状況

区 分	平成29年度	平成30年度
	所蔵作品展 (335日)	所蔵作品展 (171日)
有料入館者数	6,498人	3,330人
一般	5,778人	3,009人
大学生	720人	321人
減免者等	63,793人	41,553人
招待者	8,291人	3,343人
小・中・高生等	6,372人	3,330人
合 計	84,954人	51,556人

(注) 平成30年度は，平成30年9月30日現在の数値である。

区 分	平成29年度	平成30年度
	特別展 (8回，284日)	特別展 (3回，143日)
有料入館者数	185,015人	263,464人
一般	161,403人	204,726人
高・大学生	6,127人	17,806人
小・中生	17,485人	40,932人
免除・招待者	41,788人	55,143人
合 計	226,803人	318,607人

(注) 平成30年度は，平成30年9月30日現在の数値である。

イ 業務の実施状況（指定管理者導入による管理運営業務の実施）

平成20年度から指定管理者制度を導入し，一部利用料金制を採用して，美術館施設全般の管理と駐車場，県民ギャラリー等の運営に当たっている。現在の指定管理者とは，平成29年4月から平成34年3月までの協定となっている。

常勤の県職員は，副館長1名のほか，事務職員5名（縮景園を兼務），学芸員8名が配置さ

れており、美術品の収集管理、展覧会の企画に当たるとともに、指定管理者に対し必要な指示、監督等を行っている。また、特別展の運営は、県が企画し、報道機関や指定管理者が実行委員会に参画する形で実施されている。

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

2 縮景園

(1) 機関の概要

ア 施設の概要

- ・ 主な業務 名勝庭園の管理保存及び復旧、並びに伝統文化行事等の実施
- ・ 所在地 広島市中区上幟町2番11号
- ・ 職員数（平成30年4月1日現在）
 - 常勤職員 6名（うち美術館との兼務6名）
 - 非常勤職員 3名（うち美術館との兼務1名）

・ 入園者の状況

区 分	平成29年度	平成30年度
有料入園者数	187,825人	85,659人
減免入園者数	114,651人	42,783人
合 計	302,476人	128,442人

（注）平成30年度は、平成30年9月30日現在の人数である。

イ 園の沿革

- ・ 築庭 元和6年（1620年） 広島藩主 浅野長晟 作庭に着手
- ・ 作庭者 家老 上田宗箇
- ・ 面積 37,332.22 m²
- ・ 形式 池泉回遊式庭園
- ・ 沿革
 - 昭和15年（1940年） 浅野家から広島県に寄贈 同年4月開園
 - 昭和15年（1940年） 国の名勝に指定（7月12日）
 - 昭和20年（1945年） 原子爆弾により亭館・樹木等すべて焼失
 - 昭和26年（1951年） 復旧に努めながら開園
 - 昭和39年（1964年） 清風館復元
 - 昭和49年（1974年） 明月亭復元

ウ 業務の実施状況

平成20年度から、指定管理者制度を導入している。

県の職員は9名で、内美術館との兼務職員が7名である。平成29年度からは庭園監修者を非常勤職員として配置しており、文化財保護・継承の観点から、名勝庭園の保存管理、活用方法について、指定管理者に必要な指示、監督等を行っている。また、伝統行事等を関係団体と共同開催している。

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

3 県立安芸津病院

(1) 機関の概要

- ・主な業務 県民の健康保持に必要な医療の提供
- ・所在地 東広島市安芸津町三津 4388 番地
- ・職員数 常勤職員及び再任用職員 119 人
非常勤職員 31 人
(平成 30 年 4 月 1 日現在)
- ・診療科 11 科 (内科, 小児科, 外科, 整形外科, 皮膚科, 泌尿器科, 婦人科, 眼科, 耳鼻いんこう科, リハビリテーション科, 放射線科)
- ・病床数 98 床 (一般病床 69 床, 地域包括ケア病床 29 床。平成 30 年 4 月 1 日現在)
- ・患者数等の状況 (平成 29 年度)

入 院			外 来	
延患者数	1 日平均患者数	病床利用率	延患者数	1 日平均患者数
33,545 人	91.9 人	93.8%	67,472 人	276.5 人

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 工事請負契約における事務処理について

(ア) 契約保証について

次の工事請負契約において、契約の履行に関する保証を付させていなかった。適正な事務処理に努められたい。

契約名	空気調和機熱 ACU-7 熱交換器, 加湿器, 架台更新工事 (平成 29 年度)
根 拠	広島県病院事業事務処理規程別表第 1 建設工事執行規則第 10 条第 1 項 建設工事請負契約等における契約保証に関する事務取扱要領 第 3

(イ) 請負代金内訳書の提出について

次の工事請負契約において、請負代金内訳書を受注者に提出させていなかった。適正な事務処理に努められたい。

契約名	空気調和機熱 ACU-7 熱交換器, 加湿器, 架台更新工事 (平成 29 年度)
根 拠	広島県病院事業事務処理規程別表第 1 建設工事執行規則第 14 条

(ウ) 現場代理人及び主任技術者等指名届の通知について

次の工事請負契約において、現場代理人及び主任技術者等指名届を受注者に提出させていなかった。適正な事務処理に努められたい。

契約名	空気調和機熱 ACU-7 熱交換器, 加湿器, 架台更新工事 (平成 29 年度) ボイラー用給水ポンプ取替工事 (平成 29 年度) ボイラー性能検査受検整備工事 (平成 29 年度)
根 拠	広島県病院事業事務処理規程別表第 1 建設工事執行規則第 20 条第 1 項

(エ) 完成検査の結果の通知について

次の工事請負契約において、完成検査の結果を受注者に通知していなかった。適正な事務処理に努められたい。

契約名	空気調和機熱 ACU-7 熱交換器，加湿器，架台更新工事（平成 29 年度） ボイラー用給水ポンプ取替工事（平成 29 年度） ボイラー性能検査受検整備工事（平成 29 年度）
根 拠	広島県病院事業事務処理規程別表第 1 建設工事執行規則第 41 条第 2 項

イ 常時の資金前渡の管理について

常時の資金前渡について、病院事業財務規程で定める様式の現金出納簿が備えられていなかった。また、出納簿上は職員に資金前渡された学会参加費が、監査日現在、職員に渡されず、金庫内で保管されていた。適正な事務処理に努められたい。

根 拠	広島県病院事業財務規程第 12 条
-----	-------------------

4 県立瀬戸田高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 尾道市瀬戸田町名荷 1110-2
- ・教職員数（平成 30 年 5 月 1 日現在）
 - 本務者数 17 人
 - 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 5 人
- ・生徒の状況

課 程		全日制			
		普通科			
学科・学年等		1	2	3	計
総定員 (人)		40	40	40	120
生徒数 (人)		31	15	14	60
充足率 (%)		77.5	37.5	35.0	50.0
生徒数のうち留年者		0	0	0	0
退学者 (人)		0			
休学者 (人)		0			
進 学 就 職	大学・短大	7 人 (24.2%)			
	専修・各種	11 人 (37.9%)			
	就 職	11 人 (37.9%)			
	その他	0 人 (0.0%)			

(注)・「学科・学年」の生徒数等は、平成 30 年 5 月 1 日現在である。

- ・「退学者」、「休学者」、「進学就職」の状況は、平成 29 年度（平成 30 年 3 月末現在）である。
- ・「退学者」の（ ）内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

【指摘事項】

備品の管理について

次の備品について、不用の決定及び廃棄手続を経ずに廃棄していた。適正な事務処理に努められたい。

品 名	マット 2 枚, 映写機 2 台, ステレオ 1 台, 録画再生装置 3 台
根 拠	広島県物品管理規則第 27 条, 第 30 条

5 県立福山特別支援学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 肢体不自由のある児童・生徒の教育の実施
- ・所在地 福山市津之郷町津之郷 280 番 3 号
- ・教職員数（平成 30 年 5 月 1 日現在）
 - 本務者数 87 人
 - 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 7 人
- ・児童・生徒の状況

部・学年等	小学部							中学部				高等部				
	1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	計	1	2	3	計	
男子(人)	3	5	1	5	5	3	22	3	4	9	16	3	6	5	14	
女子(人)	2	3	6	2	1	1	15	1	1	1	3	4	1	5	10	
合計(人)	5	8	7	7	6	4	37	4	5	10	19	7	7	10	24	
卒業者(人)	—							5人				8人				
進学就職	進学	—							5人 (100%)				人 (%)			
	就職	—							人 (%)				1人 (12.5%)			
	その他	—							人 (%)				7人 (87.5%)			

(注)・「部・学年等」の生徒数等は、平成 30 年 5 月 1 日現在である。

・「卒業者」、「進学就職」の状況は、平成 29 年度（平成 30 年 3 月末現在）である。

(2) 監査の結果

【指摘事項】

借受不動産の管理について

次の借受不動産について、借受けの手続きは行われているが、借受台帳による記録管理が行われておらず、財産管理課への報告もされていなかった。適正な事務処理に努められたい。

借受不動産	原野（福山市津之郷町大字津之郷松山 1994 番地 1 内）100.30m ² 原野（福山市津之郷町大字津之郷松山 1994 番地 2 内）0.75m ²
根拠	広島県公有財産管理規則第 61 条、第 64 条

6 警察本部

(1) 機関の概要

ア 主な分掌事務 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に関する事務

イ 組織体制 7部33課1室6隊1所

部名	課名等
総務部	総務課, 広報課, 会計課, 施設課, 装備課, 情報管理課
警務部	警務課, 人材育成課, 警察安全相談課, 厚生課, 監察官室, 留置管理課
生活安全部	生活安全総務課, 人身安全対策課, 少年対策課, 生活環境課, サイバー犯罪対策課
地域部	地域課, 通信指令課, 自動車警ら隊, 鉄道警察隊
刑事部	刑事総務課, 捜査第一課, 捜査第二課, 捜査第三課, 組織犯罪対策課, 捜査第四課, 薬物銃器対策課, 鑑識課, 機動捜査隊, 科学捜査研究所
交通部	交通企画課, 交通規制課, 交通指導課, 運転免許課, 交通機動隊, 高速道路交通警察隊
警備部	公安課, 警備課, 外事課, 機動隊

ウ 職員数 (平成30年4月1日現在)

常勤職員及び再任用職員の合計 1,704人

エ 主な施策 (平成29年)

総合的な犯罪抑止対策の推進と悪質重要犯罪の徹底検挙

少年非行防止・保護総合対策の推進

地域実態に即した街頭活動の推進

組織犯罪対策の推進

交通事故抑止総合対策の推進

災害、テロ等緊急事態対策の推進

サイバー空間の安全の確保

県民の期待と信頼に応える治安基盤の確立

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

7 警察学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 新任者に対する教育訓練その他所要の教育訓練に関する事務
- ・所在地 安芸郡坂町平成ヶ浜二丁目2番27号
- ・組織体制 6課（庶務課，会計課，教務課，体練課，学生課，現任課）
- ・職員数（平成30年4月1日現在）
常勤職員及び再任用職員の合計 165人
- ・主な事業実績（平成29年度）
- ・教養実施状況

区 分			教養期間			入校状況	
			学校教養	職場実習	実戦実習	回数	人員
採用時教養	初任科	大学卒	6か月	4か月	—	2	115
		その他	10か月	4か月	—	2	63
	初任補修科	大学卒	2か月	—	3か月	2	92
		その他	3か月	—	4か月	2	62
	一般職員初任科		14日間			2	17
小 計			—			10	349
任用時教養	警部補任用科		12日間			1	21
	巡査部長任用科		12日間			1	32
	部門別任用科		12～26日間			5	122
各種専科			4～18日間			53	911
小 計			—			60	1,086
合 計			—			70	1,435

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

8 公立大学法人県立広島大学

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 地域に貢献する知の創造，応用及び蓄積を図る知的活動の拠点として，主体的に考え，行動し，地域社会で活躍できる実践力のある人材を育成するとともに，地域に根ざした高度な研究を行い，もって地域社会の発展に寄与する。
- ・ 所在地 広島市南区宇品東一丁目1番71号
- ・ 代表者 理事長（学長） 中村 健一
- ・ 設 立 平成19年4月1日
- ・ 役 員（平成30年11月30日現在）
役員8人（うち常勤4人）
- ・ 主な業務 学校教育法に基づく大学及び大学院の管理運営

・ 各キャンパスの所在地及び設置学部等

区 分	所在地	設置学部等
広島キャンパス	広島市南区宇品東一丁目1番71号	人間文化学部，経営情報学部，総合学術研究科（人間文化学専攻・情報マネジメント専攻），経営管理研究科，総合教育センター，学術情報センター，地域連携センター，国際交流センター
庄原キャンパス	庄原市七塚町5562番地	生命環境学部，総合学術研究科（生命システム科学専攻），学術情報センター，地域連携センター，附属フィールド科学教育研究センター
三原キャンパス	三原市学園町1番1号	保健福祉学部，総合学術研究科（保健福祉学専攻），助産学専攻科，学術情報センター，地域連携センター，附属診療センター

・ 組織体制及び教職員数（平成30年5月1日現在）

区 分	組織体制	教職員数（単位：人）	
		教 員	事務職員
本部・広島キャンパス	総務課，財務課，経営企画室，教学課，学術情報課	83	76
庄原キャンパス	総務課，教学課	47	22
三原キャンパス	総務課，教学課	104	26
計		234	124

（注）教員は各学部等に属し，学長を含む。事務職員には兼務役員を含み，臨時職員及び派遣職員を除く。

・ 学生数の状況（平成 30 年 5 月 1 日現在）

（単位：人）

区 分		定 員	在籍者
大 学	人間文化学部	480	532
	経営情報学部	400	463
	生命環境学部	660	685
	保健福祉学部	760	789
	助産学専攻科	10	11
計		2,310	2,480
大学院	総合学術研究科 修士課程（博士課程前期）	140	146
	総合学術研究科 博士課程後期	15	13
	経営管理研究科	50	57
	計	205	216

イ 経営の状況（平成 29 年度）

（単位：千円）

区 分	金 額
経常収益 A	5,817,399
経常費用 B	5,846,793
経常利益 C (A - B)	▲29,394
臨時利益 D	0
臨時損失 E	0
当期純利益 F (C + D - E)	▲29,394
前中期目標期間繰越積立金取崩額 G	159,652
当期総利益 H (F + G)	130,258
資産合計 I (J + K)	19,039,442
負債合計 J	3,669,383
純資産合計 K	15,370,059
（うち利益剰余金）	（929,333）

ウ 県の財政的援助の状況

（ア）資本金 17,467,360,000 円のうち、17,467,360,000 円（100.0%）を出資

（平成 30 年 3 月 31 日現在）（所管課 環境県民局大学教育振興担当）

（イ）平成 29 年度公立大学法人県立広島大学運営費交付金を交付

（所管課 環境県民局大学教育振興担当）

・ 交付額 3,720,433,945 円（標準：3,452,000,000 円，特定：268,433,945 円）

・ 根拠規程 地方独立行政法人法第 42 条，公立大学法人県立広島大学運営費交付金交付要綱

・ 交付対象経費 大学の設置及び運営等の法人の定款で定める業務の財源に充てる経費

（ウ）平成 29 年度公立大学法人県立広島大学施設整備費補助金を交付

（所管課 環境県民局大学教育振興担当）

- ・ 交付額 111,571,560 円
- ・ 根拠規程 地方独立行政法人法第 42 条, 公立大学法人県立広島大学施設整備費補助金交付要綱
- ・ 補助対象経費 法人が定めた年度計画に基づく施設整備に要する経費で, 教育, 研究の用に供する施設等の工事に係る経費 (付随経費を含む。)

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

9 公益財団法人ひろしまこども夢財団

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 広島県の明日を担う子どもの健やかな成長を願い、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりと、子育て家庭や子育て応援活動を支援することにより、子どもが夢を持ち、子育てに喜びが持てる社会の構築に寄与することを目的とする。
- ・ 所在地 広島市中区基町 10 番 52 号 県庁子育て・少子化対策課内
- ・ 代表者 理事長 三好 久美子
- ・ 設立 平成 8 年 2 月 23 日（平成 25 年 4 月 1 日公益財団法人へ移行）
- ・ 役職員（平成 30 年 10 月 31 日現在）
理事 5 名（県職員の兼務職員を含む）、監事 2 名
職員 10 名（県職員の兼務職員・臨時職員を含む）
- ・ 主な事業 出会い・結婚支援事業
妊娠・出産支援事業
子育て・子育て支援事業
広告掲載事業

イ 経営の状況（平成 29 年度）

（単位：千円）

区 分	金 額
経常収益 A	65,001
経常費用 B	60,405
当期経常増減額 C (A - B)	4,597
経常外収益 D	0
経常外費用 E	76
当期経常外増減額 F (D - E)	▲76
法人税等 G	122
当期一般正味財産増減額 H (C + F - G)	4,399
当期指定正味財産増減額 I	2,210
当期正味財産増減額合計 J (H + I)	6,609
資産合計 K (L + O)	94,316
負債合計 L	6,798
指定正味財産 M	60,590
(うち、基本財産充当額)	(50,127)
一般正味財産 N	26,928
正味財産合計 O (M + N)	87,517

注 端数調整により合計が一致しない場合がある。

ウ 県の財政的援助等の状況

基本財産 50,127,475 円のうち 50,000,000 円 (99.7%) を出捐（平成 30 年 10 月 31 日現在）（所管課 健康福祉局子育て・少子化対策課）

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

10 公益財団法人広島県教育事業団

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 スポーツ活動と健康・体力づくりの支援を通じてスポーツの普及・推進及び心身の健康の増進に寄与し、また埋蔵文化財の調査と研究を行い、文化財の活用及び保存意識の啓発を図り、県民の文化の振興に寄与するとともに、地域の活性化を図る事業を行い、地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。
- ・ 所在地 広島市西区観音新町二丁目 11 番 124 号
- ・ 代表者 理事長 樽谷 敏治
- ・ 設 立 昭和 47 年 4 月 1 日
- ・ 役職員 (平成 30 年 10 月 31 日現在)
 - 役員 7 人 (うち常勤 3 人)
 - 職員 43 人 (県からの派遣職員 6 人を含む。)
- ・ 主な事業
 - スポーツ施設の管理運営
 - スポーツの普及・推進及び心身の健康の増進に寄与する事業
 - 埋蔵文化財に関する調査・研究
 - 施設利用者サービス事業
 - その他公益目的事業の推進に資する事業

イ 経営の状況 (平成 29 年度)

(単位：千円)

区 分		金 額
経常収益	A	842,789
経常費用	B	847,287
当期経常増減額	C (A - B)	▲4,498
経常外収益	D	—
経常外費用	E	302
当期経常外増減額	F (D - E)	▲302
当期一般正味財産増減額	G (C + F)	▲4,800
当期指定正味財産増減額	H	▲8,571
当期正味財産増減額合計	I (G + H)	▲13,371
資産合計	J = K + N	523,787
負債合計	K	141,710
指定正味財産	L	168,550
(うち基本財産充当額)		(20,000)
一般正味財産	M	213,527
(うち基本財産充当額)		(3,410)
正味財産合計	N (L + M)	382,077

注 端数調整により合計が一致しない場合がある。

ウ 県の財政的援助等の状況

- (ア) 基本財産 23,410,000 円のうち 20,000,000 円 (85.4%) を出資 (平成 30 年 10 月 31 日現在) (所管課 教育委員会事務局管理部総務課)

(イ) 公の施設の指定管理者

広島県立総合体育館

- ・ 指定期間 平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日
- ・ 指定期間に係る管理費用の上限額 674, 303, 000 円
(うち, 平成 29 年度管理費用 126, 299, 000 円)
- ・ 所管課 地域政策局スポーツ推進課
- ・ 利用状況 (平成 29 年度)

利用料金収入		474, 861, 520 円
利用者数	大アリーナ	1, 181, 646 人
	小アリーナ	318, 822 人
	武道場	270, 182 人
	弓道場	56, 553 人
	プール	55, 621 人
	トレーニングルーム	94, 005 人
	健康・体力サポートセンター	2, 700 人
	会議室	86, 972 人
	情報センター	8, 996 人
	合計	2, 075, 497 人

(ウ) 平成 29 年度広島県スポーツ会館管理運営費補助金を交付

(所管課 地域政策局スポーツ推進課)

- ・ 補助額 1, 250, 000 円 (総事業費 24, 402, 000 円, 補助対象経費 1, 250, 000 円)
- ・ 交付の目的 アマチュアスポーツの振興, 中・高校生の競技力向上, 県総合グラウンドの利用促進を図る。
- ・ 補助対象経費 スポーツ会館運営に係る人件費, 施設管理費

(2) 監査の結果

【指摘事項】

簿外現金について

過去に開催されたスポーツイベントに関する釣銭が, 返金されないまま, かつ, 簿外で保管されていた。返金先と連絡が取れるまでは預り金処理とし, 返金不要あるいは不能が確定すれば雑収入として計上するなど, 適正な事務処理に努められたい。

根拠	公益法人会計基準第 2 1 貸借対照表の内容 公益財団法人広島県教育事業団財務規程第 3 条, 第 18 条
----	---

【改善を求める事項】

公益目的事業比率について

公益法人は, 毎事業年度における公益目的事業比率が 50%以上となるように公益目的事業を行わなければならないが, 平成 29 年度決算において, 公益目的事業比率が 50%未満となっていた。

毎事業年度における公益目的事業比率が 50%以上になるよう, 将来を見越した事業のあり方について検討を図っていく必要がある。

根拠	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 15 条
----	--------------------------------

11 公益財団法人ひろしま文化振興財団

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・設立目的 県民の生活の中に芽ばえる幅広い文化諸活動に対し、経済的に援助すること等により、心豊かなうるおいのある地域社会の創造に寄与する。
- ・所在地 広島市中区大手町一丁目5番3号 広島県民文化センター内
- ・代表者 理事長 佐々木 茂喜
- ・設立 昭和54年3月23日
- ・役職員 役員15人（うち常勤1人）、職員10人（非常勤職員を含む。）
（平成30年9月30日現在）
- ・主な事業 文化活動への助成事業、地域文化の振興事業、地域の文化に関する情報等の収集・提供事業

イ 経営の状況（平成29年度） (単位：千円)

区 分	金 額
経常収益 A	53,708
経常費用 B	53,618
当期経常増減額 C (A - B)	90
経常外収益 D	0
経常外費用 E	0
当期経常外増減額 F (D - E)	0
当期一般正味財産増減額 G (C + F)	90
当期指定正味財産増減額 H	▲791
当期正味財産増減額合計 I (G + H)	▲701
資産合計 J (K + L)	551,120
負債合計 K	11,680
指定正味財産	533,594
（うち、基本財産充当額）	(533,264)
一般正味財産	5,846
（うち、基本財産充当額）	(1,029)
正味財産合計 L	539,440

※ 出典：出資法人経営状況説明書

ウ 県の財政的援助等の状況

基本財産 534,292,548 円のうち 440,000,000 円 (82.4%) を出捐（平成30年3月31日現在）

（所管課 環境県民局文化芸術課）

(2) 監査の結果

【指摘事項】

賞与引当金の計上について

平成 29 年度財務諸表に計上されている賞与引当金について、所要額が計上されていなかった。
適正な事務処理に努められたい。

根 拠	企業会計原則注解 [注 18]引当金について
-----	------------------------

12 公益財団法人広島県地域保健医療推進機構

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 地域医療の確保や総合的な健康づくりの推進とともに、地域包括ケアを推進するために必要な諸事業を行い、県民の健康の向上に寄与することを目的とする。
- ・ 所在地 広島市南区皆実町一丁目6番29号
- ・ 代表者 会長 松浦 雄一郎
- ・ 設立 平成2年3月23日（平成25年4月1日公益財団法人へ移行）
- ・ 役職員（平成30年11月1日現在）
 役員8人（うち常勤1人）
 職員127人（非常勤、嘱託職員等を含む。うち県派遣職員1人）
- ・ 主な事業 地域医療を担う医師の配置調整、定着支援
 地域包括ケアを推進するための医療介護連携の構築支援及び在宅ケアの推進
 生活習慣病や結核などの疾病予防に関する知識の普及啓発や関係技術者の研修
 結核やがん、循環器疾患などの早期発見、早期治療のための健診
 結核などの呼吸器疾患を中心とした疾病の診療及び感染症の発生・まん延予防のための予防接種
 広島県健康福祉センターの建物の管理や研修室の貸し出し

イ 経営の状況（平成29年度）

（単位：千円）

区 分	金 額
経常収益 A	1,460,770
経常費用 B	1,383,647
当期経常増減額 C (A - B)	77,123
経常外収益 D	1,700
経常外費用 E	1,461
当期経常外増減額 F (D - E)	239
法人税等 G	1,285
当期一般正味財産増減額 H (C + F - G)	76,077
当期指定正味財産増減額 I	2,345
当期正味財産増減額合計 J (H + I)	78,422
資産合計 K (L + O)	1,419,739
負債合計 L	551,144
指定正味財産 M	80,226
（うち、基本財産充当額）	(60,024)
一般正味財産 N	788,369
正味財産合計 O (M + N)	868,595

ウ 県の財政的援助等の状況

(ア) 基本財産 60,024 千円のうち 40,000 千円 (66.6%) を出捐 (平成 30 年 12 月 1 日現在)
(所管課 健康福祉局医療介護人材課)

(イ) 公の施設の指定管理者

- ・施設名 広島県健康福祉センター
- ・指定期間 平成 28 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額
平成 28 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日 167,100,000 円
- ・所管課 健康福祉局医療介護人材課
- ・利用状況 (平成 29 年度)

利用料金	利用人員
17,610 千円	90,392 人

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

13 一般財団法人広島県環境保全公社

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 広島県内から発生する廃棄物を安全かつ適正に処理することにより、自然と生活環境の保全を図る。
- ・ 所在地 広島市中区中町8番18号
- ・ 代表者 理事長 中山 雅文
- ・ 設 立 昭和57年4月1日
- ・ 役職員 (平成30年10月31日現在)
 役員13人 (うち常勤3人)
 職員23人 (うち2人は役員兼務)
- ・ 主な事業 箕島地区産業廃棄物等処理, 出島地区廃棄物等埋立処分, 普及啓発, 調査研究助成

イ 経営の状況 (平成29年度)

(単位: 千円)

区 分	金 額
経常収益 A	600,468
経常費用 B	794,178
当期経常増減額 C (A - B)	▲193,710
経常外収益 D	0
経常外費用 E	332
当期経常外増減額 F (D - E)	▲332
当期一般正味財産増減額 G (C + F)	▲194,042
当期指定正味財産増減額 H	0
当期正味財産増減額合計 I (G + H)	▲194,042
資産合計 J (K + N)	4,242,192
負債合計 K	195,626
指定正味財産 L	300,000
(うち, 基本財産充当額)	(300,000)
一般正味財産 M	3,746,566
正味財産合計 N (L + M)	4,046,566

ウ 県の財政的援助等の状況

基本財産300,000,000円のうち250,000,000円(83.3%)を出捐(平成30年10月31日現在)(所管課 環境県民局産業廃棄物対策課)

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

14 株式会社ひろしまイノベーション推進機構

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 企業が成長性の高い新たな事業展開等を図ろうとする際に、資金、経営ノウハウ等必要な経営資源を提供することにより、企業の成長を支援し、将来にわたって新たな雇用の創出や県内所得の拡大等を図る。
- ・ 所在地 広島市中区袋町3番17号
- ・ 代表者 代表取締役社長 熊谷 賢一
- ・ 設立 平成23年5月24日
- ・ 役職員（平成30年10月31日現在）
役員5人（うち常勤2人）
職員8人
- ・ 主な事業 成長が見込まれる企業の発掘及び当該企業への投資検討
投資先企業に対する経営参加型の支援

イ 経営の状況（平成29年度）（単位：千円）

区 分	金 額
総収入	229,097
経常損益	26,592
当期純損益	18,984
資産合計 A (B + C)	343,620
負債合計 B	46,317
純資産 C	297,303
（うち、資本金）	50,000
（うち、資本準備金）	50,000
（うち、繰越利益剰余金）	197,303

（注）総収入は、売上高、営業外利益、特別利益の計

ウ 県の財政的援助等の状況

資本金 50,000,000 円のうち、50,000,000 円（100%）を出資（平成30年3月末）

資本準備金 50,000,000 円のうち、50,000,000 円（100%）を出資（平成30年3月末）

（所管課 商工労働局イノベーション推進チーム）

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

15 株式会社 広島テクノプラザ

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 頭脳立地構想に基づく県内産業の技術高度化を支援する中核的施設の設置及び運営
- ・ 所在地 東広島市鏡山三丁目 13 番 26 号
- ・ 代表者 代表取締役社長 三島 裕三
- ・ 設 立 平成 2 年 4 月 26 日
- ・ 役職員 (平成 30 年 11 月 30 日現在)
 役員 12 人 (うち常勤 4 人)
 職員 15 人 (うち県派遣職員 1 人)
- ・ 主な事業 研究開発の支援 (試験研究設備・機器の賃貸, 貸室・貸会議室の賃貸, 宿泊事業等)
 人材の育成 (技術研修の実施等)
 産学官交流の促進 (各研究会事務局として講演会の開催等)

イ 経営の状況 (平成 29 年度) (単位: 千円)

区 分	金 額
売上高 A	371,071
売上原価 B	263,022
販売費及び一般管理費 C	69,678
営業利益 D (A - B - C)	38,370
営業外収益 E	5,271
営業外費用 F	1
経常利益 G (D + E - F)	43,640
特別利益 H	5,015
特別損失 (固定資産除却損) I	4,590
税引前当期純利益 J (G + H - I)	44,066
当期純利益	27,954
資産合計 K (L + M)	2,024,323
負債合計 L	78,396
純資産合計 M	1,945,927
(資本金)	100,000
(資本剰余金)	1,788,103
(利益剰余金)	143,648

注 端数調整により合計が一致しない場合がある

ウ 県の財政的援助等の状況

資本金無償減資前 2,685,000,000 円のうち 800,000,000 円 (31.1%※) を出資

※県出資 16,000 株 (発行済株式数 53,700 株のうち自己株式数 2,300 株)

(所管課 商工労働局イノベーション推進チーム)

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

16 社会福祉法人広島新生学園

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 主な事業 児童養護施設，児童心理治療施設の設置経営等の社会福祉事業の実施
- ・ 所在地 東広島市西条町田口 391 番地 2
- ・ 代表者 理事長 上栗 哲男
- ・ 設 立 昭和 46 年 10 月 14 日

イ 県の財政的援助等の状況

(ア) 平成 28 年度社会福祉施設等整備費補助金（児童養護施設）を交付（所管課 健康福祉局こども家庭課）

- ・ 補助額 66,318,000 円
- ・ 交付の目的 社会福祉法人等が整備する施設整備に要する費用の一部を補助することにより，施設入所者等の福祉の向上を図る。

(イ) 平成 28 年度社会福祉施設等整備費補助金（情緒障害児短期治療施設）を交付（所管課 健康福祉局こども家庭課）

- ・ 補助額 48,825,000 円
- ・ 交付の目的 社会福祉法人等が整備する施設整備に要する費用の一部を補助することにより，施設入所者等の福祉の向上を図る。

(ウ) 平成 29 年度社会福祉施設等整備費補助金（児童養護施設）を交付（所管課 健康福祉局こども家庭課）

- ・ 補助額 213,437,000 円
- ・ 交付の目的 社会福祉法人等が整備する施設整備に要する費用の一部を補助することにより，施設入所者等の福祉の向上を図る。

(エ) 平成 29 年度社会福祉施設等整備費補助金（児童心理治療施設）を交付（所管課 健康福祉局こども家庭課）

- ・ 補助額 158,487,000 円
- ・ 交付の目的 社会福祉法人等が整備する施設整備に要する費用の一部を補助することにより，施設入所者等の福祉の向上を図る。

名 称	広島新生学園改築工事	
所在地	東広島市西条町田口 391 番地 2	
概 要	児童養護施設の整備及び既存施設解体撤去 ≪整備≫ ・建物構造 鉄骨造 3 階建など ・建築面積 780.76 m ² （延床面積 1,532.98 m ² ） ≪解体撤去≫ ・建物構造 R C 3 階建など ・建築面積 1,141.64 m ² （延床面積 1,659.33 m ² ）	児童心理治療施設（情緒障害児短期治療施設）の整備 ・建物構造 木造 2 階建 ・建築面積 470.50 m ² （延床面積 1,077.60 m ² ）

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

17 社会医療法人祥和会

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・主な事業内容 脳神経疾患治療，リハビリテーション，在宅サービス事業
- ・所在地 福山市沖野上町三丁目 6-28
- ・代表者 理事長 大田 泰正
- ・設立 昭和 51 年 12 月 1 日

イ 県の財政的援助等の状況

平成 29 年度病床機能分化・連携促進基盤整備事業補助金を交付

(所管課 健康福祉局医療介護計画課)

- ・補助額 121,400,000 円(総事業費 942,732,000 円, 補助対象経費 765,792,321 円)
- ・交付の目的 地域における医療及び介護の総合的な確保を促進する。
- ・対象経費 回復期リハビリテーション病棟及び地域包括ケア病棟を整備するための工事費又は工事請負費
回復期リハビリテーション病棟及び地域包括ケア病棟を整備するために必要な医療機器等備品購入費

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

18 合同産業株式会社

(1) 監査の概要

ア 指定管理者の概要

- ・ 主な事業 建物総合管理（ビルメンテナンス）及びその周辺業務
- ・ 所在地 広島市中区大手町二丁目7番10号
- ・ 代表者 代表取締役 網野 公泰
- ・ 設 立 昭和34年7月4日

イ 公の施設の管理状況

- ・ 公の施設名 県営第二上安住宅
- ・ 所在地 広島市安佐南区上安二丁目
- ・ 指定期間 平成26年4月1日～平成31年3月31日
- ・ 指定期間に係る管理費用の上限額 45,339,430円
〔うち、平成29年度管理費用 9,067,886円〕
- ・ 所管課 土木建築局住宅課

ウ 利用状況

県営住宅の入居状況

(単位：戸，%)

区 分	管理戸数 A	入居戸数 B	政策空家戸数 C	実質入居率 B/(A-C)×100
平成29年度末	110	107	0	97.3
平成30年8月末日現在	110	108	0	98.2

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

19 ミズノグループ・星光ビル管理共同企業体

(1) 監査の概要

ア 指定管理者の概要

- ・ 主な事業 広島県立みよし公園の管理業務
- ・ 所在地 大阪府大阪市中央区北浜四丁目1番23号
- ・ 代表者 美津濃株式会社 代表取締役社長 水野 明人
- ・ 設 立 平成27年9月1日

イ 公の施設の管理状況

- ・ 公の施設名 広島県立みよし公園
- ・ 所在地 三次市四拾貫町神田谷
- ・ 指定期間 平成28年4月1日～平成33年3月31日
- ・ 指定期間に係る管理費用の上限額 539,100,000円
(うち、平成29年度管理費用106,232,728円)
- ・ 所管課 土木建築局都市計画課

ウ 利用状況(平成29年度) (単位:人)

施設区分	利用者数
有料施設	182,500
無料施設	524,928
合 計	707,428

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

20 一般財団法人野呂山観光開発公社

(1) 監査の概要

ア 指定管理者の概要

- ・ 主な事業内容 野呂山公園施設等指定管理者業務
- ・ 所在地 呉市川尻町板休 5502 番 37
- ・ 代表者 理事長 渡邊 正弘
- ・ 設 立 昭和 43 年 4 月 30 日

イ 公の施設の管理状況

- ・ 公の施設名 野呂山公園施設
- ・ 所在地 呉市川尻町板休
- ・ 指定期間 平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日
- ・ 指定期間に係る管理費用の上限額 20,305,000 円
(うち、平成 29 年度管理費用 4,061,000 円)
- ・ 主な施設管理 オートキャンプ場、公衆便所、休憩所、展望台、歩道、園地など
- ・ 所管課 環境県民局自然環境課

ウ 利用状況 (平成 29 年度)

(単位：人)

区 分		利用者数
オートキャンプ場	宿泊利用	3,494
	一時使用	1,572
シャワー		596
合 計		5,662

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

21 株式会社比婆の森

(1) 監査の概要

ア 指定管理者の概要

- ・ 主な事業内容 広島県立県民の森指定管理者業務
- ・ 所在地 庄原市西城町油木 156 番地の 14
- ・ 代表者 代表取締役 小笠原 洋行
- ・ 設 立 平成 16 年 4 月 28 日

イ 公の施設の管理状況

- ・ 公の施設名 広島県立県民の森
- ・ 所在地 庄原市西城町油木 156 番地の 14
- ・ 指定期間 平成 28 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日
- ・ 指定期間に係る管理費用の上限額
平成 28 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日 30,484 千円
(うち、平成 29 年度管理費用 6,008,000 円)
- ・ 所管課 環境県民局自然環境課

ウ 利用状況 (平成 29 年度)

(単位：人)

区 分	利用者数
公園センター宿泊	6,641
キャンプ場 (六の原, 竜王山, 吾妻山)	12,854
スキー場	9,486
合 計	28,981

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

22 イズミテクノ・広島緑地建設・広田造園共同事業体

(1) 監査の概要

ア 指定管理者の概要

- ・名称 イズミテクノ・広島緑地建設・広田造園共同事業体
- ・主な事業内容 縮景園及び県立美術館における指定管理者業務
- ・所在地 広島市中区上幟町2番22号
- ・代表者 株式会社イズミテクノ 代表取締役 徳田 隆
- ・設立 平成28年12月1日

イ 公の施設の管理状況

- ・公の施設名 縮景園及び県立美術館
- ・所在地 広島市中区上幟町2番11号(縮景園)
広島市中区上幟町2番22号(県立美術館)
- ・指定期間 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで
- ・指定期間に係る管理費用の上限額 1,296,000,000円
(うち、平成30年度管理費用258,414,547円)
- ・所管課 環境県民局文化芸術課

ウ 利用状況

縮景園

区 分	平成29年度	平成30年度
有料入園者数	187,825人	85,659人
減免入園者数	114,651人	42,783人
合 計	302,476人	128,442人

(注) 平成30年度は、平成30年9月30日現在の人数である。

県立美術館

区 分	平成29年度	平成30年度
	所蔵作品展 (335日)	所蔵作品展 (171日)
有料入館者数	6,498人	3,330人
一般	5,778人	3,009人
大学生	720人	321人
減免者等	63,793人	41,553人
招待者	8,291人	3,343人
小・中・高生等	6,372人	3,330人
合 計	84,954人	51,556人

(注) 平成30年度は、平成30年9月30日現在の数値である。

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度
	特別展 (8回, 284日)	特別展 (3回, 143日)
有料入館者数	185,015 人	263,464 人
一般	161,403 人	204,726 人
高・大学生	6,127 人	17,806 人
小・中生	17,485 人	40,932 人
免除・招待者	41,788 人	55,143 人
合 計	226,803 人	318,607 人

(注) 平成 30 年度は、平成 30 年 9 月 30 日現在の数値である。

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

23 タイムズ・不二ビルサービスグループ

(1) 監査の概要

ア 指定管理者の概要

- ・ 主な事業内容 広島空港県営駐車場指定管理者業務
- ・ 所在地 東京都千代田区有楽町二丁目7番1号
- ・ 代表者 タイムズ24株式会社 代表取締役 西川 光一
- ・ 設立 平成27年9月28日

イ 公の施設の管理状況

- ・ 公の施設名 広島空港県営駐車場
- ・ 所在地 三原市本郷町善入寺字平岩 10064 番 15
- ・ 指定期間 平成28年4月1日～平成33年3月31日
- ・ 指定期間に係る管理費用の上限額 138,683,514 円
〔うち、平成29年度管理費用 27,134,138 円〕
- ・ 所管課 土木建築局空港振興課

ウ 利用状況（平成29年度）

県営第一駐車場 (規模：593台)		県営第二駐車場 (規模：645台)	
入庫台数	1日平均	入庫台数	1日平均
83,351台	228台	155,050台	425台

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

24 公益社団法人福山観光コンベンション協会

(1) 監査の概要

ア 指定管理者の概要

- ・ 主な事業内容 広島県宮鞆町鍛冶駐車場指定管理者業務
- ・ 所在地 福山市西町二丁目10番1号
- ・ 代表者 会長 林 克士
- ・ 設 立 昭和46年11月8日

イ 公の施設の管理状況

- ・ 公の施設名 広島県宮鞆町鍛冶駐車場
- ・ 所在地 福山市鞆町鞆字鍛冶町150番43外
- ・ 指定期間 平成29年2月15日～平成31年3月31日
- ・ 指定期間に係る管理費用の上限額 15,919,000円
〔うち、平成29年度管理費用 6,285,000円〕
- ・ 所管課 土木建築局道路河川管理課

ウ 利用状況（平成29年度）

広島県宮鞆町鍛冶駐車場 (規模：230台)	
入庫台数	1日平均
20,929台	57台

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

25 一般社団法人広島聴覚障害者協会

(1) 監査の概要

ア 指定管理者の概要

- ・ 主な事業 聴覚障害者の各種相談・社会参加支援, 意思疎通支援者の養成・派遣
- ・ 所在地 広島市南区皆実町一丁目6番29号
- ・ 代表者 理事長 大西 章雄
- ・ 設立 平成27年7月28日

イ 公の施設の管理状況

- ・ 公の施設名 広島県聴覚障害者センター
- ・ 所在地 広島市南区皆実町一丁目6番29号
- ・ 指定期間 平成29年1月5日～平成33年3月31日
- ・ 指定期間に係る管理費用の上限額 138,883,000円
(うち,平成29年度管理費用33,503,000円)
- ・ 所管課 健康福祉局障害者支援課

ウ 利用状況(平成29年度)

研修室兼会議室	交流スペース	情報スペース	多目的室
2,612人	2,020人	2,758人	196人
制作室	相談室1・2		合計
135人	565人		8,286人

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

26 広島県民文化センターふくやま共同企業体

(1) 監査の概要

ア 指定管理者の概要

- ・ 主な事業内容 指定管理者事業
- ・ 所在地 福山市東桜町7番1号
- ・ 代表者 菅波楽器株式会社 代表取締役 菅波 康郎
- ・ 設 立 平成27年8月1日

イ 公の施設の管理状況

- ・ 公の施設名 広島県民文化センターふくやま
- ・ 所在地 広島県福山市東桜町1番21号
- ・ 指定期間 平成28年4月1日～平成33年3月31日
- ・ 指定期間に係る管理費用の上限額 280,000,000円
(うち、平成29年度管理費用55,864,000円)
- ・ 所管課 環境県民局文化芸術課

ウ 利用状況 (平成29年度)

区分		利用日数 (利用率)
ホール		215日 (60.06%)
練 習 室	第一	198日
	第二	211日
	計	409日
文化交流室		293日

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

27 株式会社くれせん

(1) 監査の概要

ア 指定管理者の概要

- ・ 主な事業 ビルメンテナンス事業, 介護事業及び建築事業 等
- ・ 所在地 呉市西中央四丁目6番3号
- ・ 代表者 代表取締役 平尾 圭司
- ・ 設 立 昭和46年2月1日

イ 公の施設の管理状況

- ・ 公の施設名 県営住宅 東広島・竹原地区
- ・ 管理対象地域 東広島市, 竹原市
- ・ 指定期間 平成27年4月1日～平成32年3月31日
- ・ 指定期間に係る管理費用の上限額 250,000,000円 (緊急修繕費51,520,000円を含む)
〔うち, 平成29年度管理費用(上限額)50,000,000円
(緊急修繕費(上限額)10,304,000円を含む)〕
- ・ 所管課 土木建築局住宅課

ウ 利用状況

県営住宅の入居状況

(単位: 戸, %)

区 分	管理戸数 A	入居戸数 B	政策空家戸数 C	実質入居率 $B / (A - C) \times 100$
平成29年度末	523	444	0	84.9
平成30年10月末日現在	523	452	0	86.4

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

28 フジタビルメンテナンス株式会社

(1) 監査の概要

ア 指定管理者の概要

- ・主な事業 ビル・マンションの管理等
- ・所在地 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目8番10号
(広島支店：広島市中区中町8番6号 フジタビル8階)
- ・代表者 代表取締役 公文 正純
- ・設立 昭和63年4月20日

イ 公の施設の管理状況

- ・公の施設名 県営平成ヶ浜住宅
- ・所在地 安芸郡坂町平成ヶ浜二丁目2番
- ・指定期間 平成26年4月1日～平成31年3月31日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額 25,642,285円
〔うち、平成29年度管理費用 5,128,457円〕
- ・所管課 土木建築局住宅課

ウ 利用状況

県営住宅の入居状況

(単位：戸，%)

区 分	管理戸数 A	入居戸数 B	政策空家戸数 C	実質入居率 B/(A-C)×100
平成29年度末	60	55	0	91.7
平成30年10月末日現在	60	60	0	100.0

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。